

---

令和7年 第136回（定例）新温泉町議会会議録（第5日）

令和7年3月25日（火曜日）

---

議事日程（第5号）

令和7年3月25日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第28号 令和7年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第3 議案第29号 令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第4 議案第30号 令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第5 議案第31号 令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第6 議案第32号 令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第7 議案第33号 令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第8 議案第34号 令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第9 議案第35号 令和7年度新温泉町水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第10 議案第36号 令和7年度新温泉町下水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第11 議案第37号 令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第12 議案第38号 監査委員の選任同意について
- 日程第13 発議第2号 新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第14 発議第3号 新温泉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第28号 令和7年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長

報告)

- 追加日程第1 発議第1号 議案第28号令和7年度新温泉町一般会計予算に対する付帯決議について
- 日程第3 議案第29号 令和7年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第4 議案第30号 令和7年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第5 議案第31号 令和7年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第6 議案第32号 令和7年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第7 議案第33号 令和7年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第8 議案第34号 令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第9 議案第35号 令和7年度新温泉町水道事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第10 議案第36号 令和7年度新温泉町下水道事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第11 議案第37号 令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第12 議案第38号 監査委員の選任同意について
- 日程第13 発議第2号 新温泉町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 日程第14 発議第3号 新温泉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

---

出席議員(16名)

1番	中村茂君	2番	西村龍平君
3番	澤田俊之君	4番	米田雅代君
5番	岡坂遼太君	6番	森田善幸君
7番	浜田直子君	8番	河越忠志君
9番	竹内敬一郎君	10番	重本静男君
11番	岩本修作君	12番	宮本泰男君
13番	中井勝君	14番	中井次郎君
15番	小林俊之君	16番	池田宜広君

---

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 島 木 正 和君 書記 ..... 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 西 村 銀 三君 副町長 ..... 西 村 徹君  
教育長 ..... 山 本 真君 温泉総合支所長 ..... 小 谷 豊君  
牧場公園園長 ..... 嶋 津 悟君 総務課長 ..... 中 井 勇 人君  
企画課長 ..... 水 田 賢 治君 税務課長 ..... 石 原 通 孝君  
町民安全課長 ..... 村 尾 国 治君 健康課長 ..... 朝 野 繁君  
福祉課長 ..... 松 本 晃君 商工観光課長 ..... 福 井 崇 弘君  
建設課長 ..... 森 田 忠 浩君 上下水道課長 ..... 谷 岡 文 彦君  
浜坂病院事務長 ..... 宇 野 喜代美君 介護老人保健施設ささゆり事務長 松 岡 宏 典君  
会計管理者 ..... 山 本 幸 治君 こども教育課参事 ..... 樹 岡 正 宏君  
生涯教育課長 ..... 西 脇 一 行君 調整担当 ..... 谷 口 修 一君  
代表監査委員 ..... 島 田 信 夫君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第 1 3 6 回新温泉町議会定例会 5 日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、予算特別委員会に付託し、審査をお願いいたしておりました令和 7 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計予算及び人事案を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、第 1 3 6 回新温泉町議会定例会 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第 1、諸報告に入ります。

議長から報告をいたします。

去る3月12日の会議以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

---

## 日程第2 議案第28号

○議長（池田 宜広君） 日程第2、議案第28号、令和7年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村茂委員長。

○予算特別委員会委員長（中村 茂君） おはようございます。予算特別委員会に付託されました議案についての審査結果を会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第28号、令和7年度新温泉町一般会計予算については、3月14日に予算説明を受けた後、18日、19日、24日の委員会において審査を行いました。

議長を除く15名の議員で構成する委員会でありますので、審査の経過についての報告は省略し、審査結果のみを報告申し上げます。

議案第28号、令和7年度新温泉町一般会計予算については、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。なお、併せて附帯決議が提出され、賛成多数により決議されたところであります。

以上で予算特別委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和7年度新温泉町一般会計予算について採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立14名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決をされました。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 4番、米田雅代でございます。

動議です。発議第1号、議案第28号令和7年度新温泉町一般会計予算に対する付帯

決議を賛成議員2名と提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

- 議長（池田 宜広君） ただいま4番、米田雅代君から、発議第1号、議案第28号令和7年度新温泉町一般会計予算に対する付帯決議についての動議が提出をされました。この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立をいたします。暫時休憩をいたします。

午前9時05分休憩

午前9時06分再開

- 議長（池田 宜広君） 再開いたします。

#### 追加日程第1 発議第1号

- 議長（池田 宜広君） 発議第1号、議案第28号令和7年度新温泉町一般会計予算に対する付帯決議についての動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、発議第1号、議案第28号令和7年度新温泉町一般会計予算に対する付帯決議についてを議題といたします。

提出者に決議の趣旨説明をお願いをいたします。

4番、米田雅代君。

- 議員（4番 米田 雅代君） 発議第1号、議案第28号令和7年度新温泉町一般会計予算に対する付帯決議について。議案第28号令和7年度新温泉町一般会計予算に対する付帯決議を、新温泉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和7年3月25日提出、新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、米田雅代、賛成者、新温泉町議会議員、河越忠志、賛成者、新温泉町議会議員、小林俊之。

- 議長（池田 宜広君） どうぞ。

- 議員（4番 米田 雅代君） 議案第28号令和7年度新温泉町一般会計予算に対する付帯決議。令和7年度新温泉町一般会計予算の審査において、7款商工費、1項商工費、7目リフレッシュ館管理費、12節委託料に計上されているプール棟改築工事設計の執行に当たって、下記の事項が履行されることを強く求める。

記。1、リフレッシュ館プール棟改築工事設計に当たっては、議会に対して丁寧な説明を行うこと。

2、可能な限り町民の意見を取り入れること。

3、可能な限りプールの延長を25メートルとすること。

以上、決議する。令和7年3月25日、兵庫県美方郡新温泉町議会。

提案理由は2つございます。1つは、このリフレッシュ館プール棟の位置づけが大きく変わったということです。御存じのように、昨年、浜坂地域にありましたB&Gプールの解体が決定いたしました。そのため、このプール棟が本町で唯一の町民プールとなります。その認識は私一人だけではなく、皆さんと共有しているものだと考えます。

もう一つは、工事費10億が予定されている本事業は、合併20周年を彩るに最もふさわしいものです。新しい町民プールは新温泉町の顔、シンボルとなります。すばらしい建物にしたい、そのような視点で考えたときに、当局の事業の進め方に懸念を抱きました。町民の皆さん、温泉地域のみならず、浜坂地域の皆さんにも広く御意見を伺ったのか。教育的見地から十分に配慮されたものになっているのか。公認のプール延長25メートルをないがしろにしてもよいのか。そして、何よりも私たち議会はチェック機関であります。その責務を果たすためには、当局の丁寧な説明が必要となります。当局には、この設計発注前に議員全員に説明をし、所管である総務産建常任委員会で十分な審議をしていただくことを強く望みます。

以上でございます。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 提出者の説明は終わりました。

附帯決議に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

米田議員、御苦労さまでした。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

まず、本件に対し、反対者の発言を許します。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 附帯決議に対し、反対の立場で討論いたします。

附帯決議は3つの項目があります。1番目の議会に対して丁寧な説明を行うこと、2番目の可能な限り町民の意見を取り入れることに関しましては、私も同感でございます。しかしながら、3番目の可能な限りプールの延長を25メートルにすることという点におきましては、検討委員会で当初15メートルという案が出ていたものを、いろいろと設計配置を苦心されて20メートルまで延ばした、そして、さきの予算委員会の質疑でもいろいろと質疑、答弁がありましたが、教育委員会の意向等も確認して、この20メートルという案が検討委員会として出されました。先ほど提出議案を出された議員からは、3番目のことに関して、ないがしろという表現がございましたが、そのようなことは、この質疑、やり取りを通して、とてもそのように考えることはできません。

そして、また、私が議員になってから、3度、附帯決議が提出されております。そのうち1件は否決となりましたが、2件は可決されました。そして、その2件とも、これ

は、附帯決議全て当初予算及び補正予算の一部の事業に対する執行に対して出されたものですが、その附帯決議が可決された2件については、2件とも結局予算を執行されずに今日に至っております。そのようなことから鑑みると、このプールの、プール棟改築工事計画の執行が今後本当に行われるかどうか、非常に危惧するところでございます。

そういった理由において、私は反対するものであります。多くの議員の御賛同を求めます。以上であります。

○議長（池田 宜広君） 次に、本件に対し、賛成者の発言を許します。

3番、澤田俊之君。

○議員（3番 澤田 俊之君） 本件に対して賛成の立場で発言させていただきます。

先ほどの反対討論の中でもありました、1番、2番については、議員皆様、御理解いただけたと思います。

そして、3件目のプールの関係であります。町は、子育て支援ということを一に考えられてるということを長年言われておられます。その中で、このリフレッシュ館のプールは温泉地域の子供たちが使うプールであります。その子供たちが、20メートルでよいのでしょうか。やはり可能な限り、25メートルにすべきだと思います。将来、日本全国に散らばっていく子供たちにとって、この5メートルというのはすごい大きなことだと私は思っております。ですから、本来は25メートルとすべきところだと私は考えます。しかしながら、当町の財政と、等々を考えれば、ある部分譲らないといけなこともあろうかという思いから、多分、この「可能な限り」という言葉が入ったというふうに理解しております。

そして、この25メートル云々という言葉が出ること自体、1に掲げられました、議会に対して丁寧な説明を行うこと、可能な限り、町民の意見を取り入れていることという部分に対する疑問点があるからではないでしょうか。ですから、議会として、当然、ここは真摯に、この附帯決議にしっかりと自身で問いかけて御賛同いただけますよう、賛成の立場で討論させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本件に対する反対者の発言を許します。ございませんか。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 附帯決議に反対する立場で討論をさせていただきます。

このリフレッシュ館のプール改築工事については、危険性が言われ、一刻も早い改修が必要、改修じゃなくて、このままでは危険ということで、新築の計画を始められています。この計画に対しては、皆様の命に関わるかもしれないということで、これ以上延びるといっては大変危険です。そうした中でリフレッシュ館のプール改築工事設計に当たって、町民の意見として検討委員会が持たれ、そこで協議され、行われてきました。

3番の、可能な限りプールの延長を25メートルにすることとありますが、今現在の可能な範囲での設計ではありますが、この可能な限りということは、これからまた協議して委員会で話し合い、議会の中で話し合いを重ね、変更は可能ではないでしょうか。そ

の変更が可能であれば、附帯決議までは必要ないのではないのでしょうか。それよりも、一刻も早い工事着工を求めるには、この決議があればまた進みかねないという懸念があります。一刻も早く進めるためには、この附帯決議があると進みにくくなってしまいますので、この附帯決議に対しての反対を求めます。皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

ちなみに、町民の意見を取り入れることということは、先ほども申しましたが、検討委員会でもされておりますし、今回のこの提案を基にまた改めて聞けばいいことだと思いますので、附帯決議に反対の立場で討論させていただきました。よろしく願いします。

○議長（池田 宜広君） 次に、本件に対し賛成者の発言を許可します。ごさいませぬね。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本件を別紙のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 宜広君） 起立 9 名であります。よって、本件を決議することに決定をいたしました。

---

### 日程第 3 議案第 2 9 号 から 日程第 1 1 議案第 3 7 号

○議長（池田 宜広君） 次に、日程第 3、議案第 2 9 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 4、議案第 3 0 号、令和 7 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 5、議案第 3 1 号、令和 7 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第 6、議案第 3 2 号、令和 7 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 7、議案第 3 3 号、令和 7 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第 8、議案第 3 4 号、令和 7 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第 9、議案第 3 5 号、令和 7 年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第 1 0、議案第 3 6 号、令和 7 年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第 1 1、議案第 3 7 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村茂委員長。

○予算特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、報告申し上げます。予算特別委員会に付託された議案についての審査結果を会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

議案第 2 9 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてから議案

第 37 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてまでの 9 会計につきましては、3 月 14 日に予算説明を受け、24 日の委員会において審査を行いました。

議長を除く 15 名の議員で構成する委員会でありますので、審査の経過についての報告は省略し、審査結果のみを報告申し上げます。

議案第 29 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 30 号、令和 7 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 31 号、令和 7 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算、議案第 32 号、令和 7 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算、議案第 33 号、令和 7 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算、議案第 34 号、令和 7 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算、議案第 35 号、令和 7 年度新温泉町水道事業会計予算、議案第 36 号、令和 7 年度新温泉町下水道事業会計予算、議案第 37 号、令和 7 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算、この 9 会計については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く 15 名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

これから会計ごとに討論、採決を行います。

議案第 29 号、令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和 7 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第 30 号、令和 7 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和 7 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第 3 1 号、令和 7 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和 7 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第 3 2 号、令和 7 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和 7 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第 3 3 号、令和 7 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和 7 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第 3 4 号、令和 7 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、これから討

論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和7年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第35号、令和7年度新温泉町水道事業会計予算について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和7年度新温泉町水道事業会計予算についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第36号、令和7年度新温泉町下水道事業会計予算について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和7年度新温泉町下水道事業会計予算についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第37号、令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について、これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和7年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前 9 時 3 3 分休憩

午前 9 時 4 4 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 1 2 議案第 3 8 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 2、議案第 3 8 号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現監査委員、島田信夫氏は令和 7 年 5 月 1 3 日をもって任期満了となるため、後任の選任について、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の御同意をいただきたく、御提案申し上げるものであります。後任につきましては、引き続き島田氏をお願いいたしたく御提案申し上げます。

島田信夫氏は、住所は新温泉町戸田 3 7 0 番の 1 番地、昭和 3 0 年 6 月 2 7 日生まれ、6 9 歳、過去 1 期委員を務めていただいております。このたび、委員として適任と考え、御提案を申し上げるところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 提案説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員数は議長を除く 1 5 名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番、森田善幸君、7 番、浜田直子君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（池田 宜広君） 念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票については、会議規則第 8 3 条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。ありませんね。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（池田 宜広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（島木 正和君） では、申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村 茂君	2 番	西村 龍平君	3 番	澤田 俊之君
4 番	米田 雅代君	5 番	岡坂 遼太君	6 番	森田 善幸君
7 番	浜田 直子君	8 番	河越 忠志君	9 番	竹内敬一郎君
10 番	重本 静男君	11 番	岩本 修作君	12 番	宮本 泰男君
13 番	中井 勝君	14 番	中井 次郎君	15 番	小林 俊之君

.....

以上です。

○議長（池田 宜広君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。森田善幸君、浜田直子君の開票立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（池田 宜広君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 5 票、賛成 1 3 票、反対 2 票です。

以上のとおり、賛成 1 3 名によって、本件は同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 1 3 発議第 2 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 1 3、発議第 2 号、新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について説明いたします。

発議第2号、新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び新温泉町議会会議規則（平成17年新温泉町議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出します。令和7年3月25日、新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、森田善幸、賛成者、新温泉町議会議員、竹内敬一郎、賛成者、新温泉町議会議員、重本静男であります。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、これを番号利用法と言うようですが、その改正及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

説明の都合上、審議資料、皆さんのお手元に配付されております。これ、すみません、発議第1号関係と書いてありますが、第2号関係に御訂正をお願いいたします。

左が現行、右が改正案でございます。

まず、第2条第10項中第2条第8項を第2条第9項に、第12条第5項の表第38条第1項第1号の中の、第1号の項中の第2条第9項を第2条第10項に改めるものがあります。これは番号利用法改正に伴って引用される項ずれが発生したことによるものです。

次に、第53条から55条までの規定中の懲役を拘禁刑に改めるものであります。これは、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役、禁錮が拘禁刑に一本化されることに伴う改正であります。ただいま説明した事項以外の改正につきましては、番号利用法改正に伴う文言の整備であります。

それでは、附則に戻っていただきまして、附則の施行期日第1項第1号と第2号は番号利用法改正に伴うもので、第1号は公布の日から、第2号は令和7年4月1日から施行をいたします。

次に、第3号は刑法の改正に伴うもので、令和7年6月1日から施行をします。この刑法の改正に伴う経過措置としまして、第2項、施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものです。

以上を説明とさせていただきます。議員各位の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。質疑を終わります。

森田議員、御苦労さまでした。

それでは、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第14 発議第3号

○議長（池田 宜広君） 日程第14、発議第3号、新温泉町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 発議第3号、新温泉町議会会議規則の一部改正について御説明いたします。

新温泉町議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び新温泉町議会会議規則（平成17年新温泉町議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和7年3月25日、新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、森田善幸、賛成者、新温泉町議会議員、竹内敬一郎、賛成者、新温泉町議会議員、重本静男であります。

提案理由は、標準町村議会会議規則の一部改正及び円滑な議会運営を推進するための所要の改正を行うものであります。説明の都合上、配付されました審議資料を御覧ください。左が現行、右が改正案であります。ここにも、すみません、審議資料、発議第2号関係と書いてありますが、第3号関係に訂正お願いいたします。

まず、第9条第2項中の改正につきましては、従前、議長が開議時刻前に開議時間を変更することは議長の権限として可能と解釈しておりましたが、議員から異議があった場合、会議中でない時間に議長が会議時間を変更することは規定上読み取りにくいという課題があったため、このたびの改正をするものであります。第3項で追加された規定は、議長が開議中でない時間は開議への宣告ができないために規定するものです。台風の接近等により災害の発生が予測されるため、緊急に開会時刻を変更する必要がある場合などを想定しております。第120条中の改正規定は法令の表記に合わせております。

次に、第106条で追加された規定は、タブレット端末機の使用に伴うもので、別に定めるタブレット端末機貸与及び運用規程を遵守するように規定するものであります。

それでは、附則に戻っていただきまして、この規則は公布の日から施行するものであ

ります。

以上を説明とさせていただきますが、議員各位の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終わります。

森田議員、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第15 議員派遣について

○議長（池田 宜広君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました2件に派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

---

#### 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（池田 宜広君） 日程第16、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申出が提出されておりますので、これを承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時03分休憩

---

午前10時22分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

---

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。今期定例会の会議に付議された事件は全て議了をいたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

第136回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月26日開会以来、本日まで28日間にわたり、令和7年度当初予算、条例改正など、重要な案件について審議をまいりました。議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られたものであり、その御精励に対し、深く敬意を表します。

特に、今回提案をされました令和7年度当初予算につきましては、予算特別委員会を設置し、連日長時間にわたり慎重な審査をいただきました。この間、中村委員長には委員会運営に御尽力いただき、厚くお礼を申し上げる次第であります。また、町長をはじめ執行部の皆さんには、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に反映されますよう望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 3月定例会の閉会に当たり、お礼の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、私どもの提案させていただきました議案に対し、長期間にわたり慎重なる御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、御審議の過程において賜りました各議員の御意見、御提言等につきましては、十分留意しながら町政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

新年度を目前に控え、議員各位におかれましては、公私とも何かとお忙しい時期かと存じます。引き続き新温泉町の発展のため、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（池田 宜広君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第136回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時26分閉会